

控除対象合併等前欠損調整額の
控 除 明 細 書

事業年度		事業年度	・	・	法人名		
事業年度	合併等前欠損金額 ①	控除対象合併等前欠損調整額 (①×23.2/100 又は①×19/100) ②	既に控除を受けた額 ③	控除未済額 ②－③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥	
・	円	円	円	円	円		
・							
・							円
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
計							

第六号様式別表二の二（第三条・第十条の二関係）

第6号様式別表2の2記載要領

- この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じたものとみなされた合併等前欠損金額（法第53条第7項に規定する合併等前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同条第8項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付すること。また、合併等事業年度（同条第7項に規定する合併等事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては法人税法第57条第7項の規定により同条第2項の規定の適用がないことを証する書類を併せて添付すること。
- 「控除対象合併等前欠損調整額②」の欄は、「合併等前欠損金額①」の欄に記載した金額に、合併等事業年度終了の日（合併等事業年度について法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第53条第8項の規定を適用する場合は、同条第1項に規定する6月経過日の前日）における法第53条第4項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）にあっては100分の23.2を、法第53条第4項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第53条第4項第2号に規定する協同組合等にあっては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。
- 「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。
 - この明細書の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の3の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の4の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」及び第6号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額
 - 第6号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額を控除した金額
- 法第53条第7項の規定により被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。以下この記載要領において同じ。）の合併等前欠損金額とみなされたものにつき同項の規定を適用する場合には、この明細書の各欄は、当該被合併法人等の合併等前欠損金額とみなされたものに係る控除対象合併等前欠損調整額（同条第9項に規定する控除対象合併等前欠損調整額をいう。以下この記載要領において同じ。）と同条第8項の規定の適用を受ける法人の控除対象合併等前欠損調整額とに区分して、それぞれ各事業年度ごとに記載すること。